

組織運営規程

平成10年5月31日 制 定
平成19年10月13日 一部改定
平成22年 5月23日 一部改定
平成28年 5月22日 一部改定
平成30年 5月20日 一部改定

第1章 総 則

第1条 この規程は、一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）定款に基づいて、当法人の運営及び活動に際して必要な組織並びに機構を定め、会員の協力と緊密な連携による円滑な事務の遂行を図ることを目的とする。

2 本規程と定款の間に疑義が生じた場合は定款による規定が優先する。

第2条 当法人は、組織運用のために次のとおり支部を置く。

札幌・空知・小樽後志・函館・伊達・室蘭・苫小牧・旭川・稚内・オホーツク・十勝・釧根

2 会員は、前項のいずれかの支部に所属するものとする。

3 支部の代表は支部長とする。

第2章 会 長

第3条 会長の言動は、当法人の定款の精神に一致していなければならない。

2 会長は、当法人の目的達成に努めるとともに当法人の名声を高め、会及び診療放射線技師の職業発展に努力する。

第4条 会長の職務は、定款及び諸規程に別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 日本放射線技師会北海道地域学術大会を主管する。

(2) 当法人研修センター長を勤める。

(3) 当法人が付与する資格の授与、あるいは認定を行う。

第3章 副 会 長

第5条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

2 定款第24条に定める会長の職務代行順位は、互選による。

第6条 副会長の職務は、定款に定めるもののほか、当法人の常務を総括する。

第7条 副会長は、あらかじめ分掌を定め、円滑に運営されるよう調整する。

第4章 常 務 理 事

第8条 定款第24条に定める常務の範囲並びに担当は次のとおりとする。

(1) 総務部担当常務理事は、庶務渉外担当・会計担当とする。庶務渉外担当常務理事は、夫々事務文書の管守・会議等の記録・研修センターの維持管理・備品の管理・会員管理・求人求職・福利厚生・慶弔見舞いに関するもののほか、他部に属さない事項の事務全般に関する常務を庶務渉外担当が行う。会計担当常務理事は総務部内での互選により2名を決め会費の記帳・預貯金の管理・財産の管理・動産不動産の管理・公租公課の納入・互助会の記帳に関する常務を行う。

(2) 広報企画部担当常務理事は、組織の普及に関する全般・会報・ホームページの企画編集、管理・啓蒙の公聴広報・地域還元事業・会員親睦事業等に関する常務を行う。

(3) 学術部担当常務理事は、研修会・講習会・学術研究発表・放射線被ばく軽減など学術関連事業に関する常務を行う。

2 総会並びに理事会の決定した事項の執務に関することを行う。

3 常務理事は、前2項の常務のほか、会長あるいは理事会の任による職務を行う。

4 常務理事は、会議等において知り得た秘密を法律その他正当な理由なくして他に漏らしてはならない。常務理事を退任した場合も同様とする。

5 各部には各部担当常務理事内の互選にて決定した責任者を置き、各部内の活動の把握・必要な指示、助言をする。

6 常務理事は各部の連携が必要な場合、第1項に規定する担当部に関わらず、その業務に当たらなければならない。

第9条 常務理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 常務理事会の日時及び場所

- (2) 出席役員の職・氏名
- (3) 議案
- (4) 議事経過の概要及び結果

第10条 定款第24条に定める職務代行順位は本規程第14条第2項の順位とする。

第5章 理事

第11条 理事は、当該支部を代表すると同時に、当法人の会務に協力する。

第12条 理事は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人への諸情報の提供。
- (2) 支部会員のコミュニケーションと融和を図る。
- (3) その他、当法人の目的達成のための会員の協力体制確立に必要なこと。

2 前項の職務のほか、会長あるいは理事会の任による職務を行う。

3 理事は、会議等において知り得た秘密を法律その他正当な理由なくして他に漏らしてはならない。理事を退任した場合も同様とする。

第13条 理事が会議に出席できない場合は、次の者は会議に出席することができる。

- (1) 理事が退任したとき、会長が当該支部の役員との協議により指名された者。（指名出席者という）
- (2) 理事が会議に出席できないとき、理事が会議に出席する者に関する申請書により指定した者。（申請出席者という）
- 2 前項の出席者は、表決権を有しない。
- 3 前項の出席者は、議長の求めに応じて発言することができる。

第6章 機構

第14条 会長、副会長及び常務理事は執行部を組織する。

2 執行部運営のため次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 広報企画部
- (3) 学術部

第15条 広報印刷物の編集は、編集会議にて行う。メンバーは、会長・副会長1名・広報企画部全員・総務部・学術部は各1名の常務理事とする。

第7章 事務局

第16条 当法人は事務局を設け、職員若干名を置く。

2 事務局は、当法人の運営及び事業執行に伴う諸事務を行う。

3 定款及び諸規程に規定される書類・諸帳簿等の備付あるいは保管については、事務局においてこれを行う。

第17条 事務局職員は、理事会にはかり会長が任免し会務に従事する。

第8章 委員会

第18条 会長が定款第50条に基づいて委員会を設置するときは、次の要件をもって設置する。ただし、当法人諸規程に別に定める委員会については、この限りでない。

- (1) 諮問内容、委託内容等、委員会設置目的の具体的な明示。
- (2) 委員長及び委員の委嘱。
- (3) 設置期間の設定。

第19条 委員会は、会長の諮問あるいは委託に対し審議、調査、研究、企画、立案、制作、実施等その委員会の目的に応じた活動をする。

2 委員会は、その活動による成果・結果を委員会設置期間内に答申書、報告書等文書とともに会長に報告する義務を負う。

第20条 委員会の活動により得られた成果の著作権特許権及び成果により生ずる利益等すべての権利は、当法人に帰属するものであり、委員個人の権利は否定する。

第9章 部会

第21条 定款第4条に基づき、当法人に部会を設置する。

第22条 部会は、前条に掲げた定款の目的を達成するための活動を行うこととする。

- 2 部会は、その活動の情報を公開すること。
- 3 部会の活動を通じて社会及び当法人に不利益を生じさせないこと。

附 則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。
- 3 この規程は、平成28年5月22日に改定し同日より施行する。
- 4 この規程は、平成30年5月20日に一部改定し同日より施行する。